

大阪府環境農林水産部と高野山大学との事業連携に関する協定

大阪府環境農林水産部（以下「甲」という。）と高野山大学（以下「乙」という。）は、農林業や教育等の分野において、相互の発展に資するため、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙が相互に対話を通じた密接な連携を図ることにより、大阪府内の農林業と地域の活性化を図るとともに、農空間での活動を通して社会で活躍できる人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲乙が連携、協力して次の事項を行う。

- (1) 農林業や地域の活性化に資する体験や活動
 - (2) 農林業の体験や地域の活性化のための活動を通した人材育成
 - (3) 農林業の体験や地域の活性化のための活動の情報発信
 - (4) その他、本協定の目的に沿った事項
- 2 取組にあたり、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組内容については、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更について申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲又は乙のいずれもが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間協定を継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の改廃を申し出る場合、有効期間満了の1ヵ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を改廃できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2021（令和3年）年3月26日

甲：大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
大阪府環境農林水産部
部長

南部和人

乙：和歌山県伊都郡高野町高野山385
高野山大学
学長

乾龍仁